

## 届出書記載例

様式第1号

令和XX年XX月XX日

租税特別措置法第十条の三第一項及び第三項並びに第四十二条の六第一項及び第二項の規定の適用を受けようとする船舶に関する届出書

国土交通大臣 殿

代表者の氏名

代表取締役社長 海事 一郎

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の五第三項及び第二十七条の六第三項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の三第一項及び第三項並びに第四十二条の六第一項及び第二項の規定の適用を受けようとする総トン数五百トン以上の船舶の環境への負荷の低減に資する装置、機器及び構造（以下「装置等」という。）の設置状況等を、下記のとおり届け出ます。

### 1. 届出者に係る情報

事業者名	A汽船株式会社	
主たる営業所の所在地	東京都千代田区霞が関xx-xx	
代表者の氏名	海事 一郎	
連絡先	(電話番号) 03-1234-5678	(電子メールアドレス) Kaijixx@xx.jp

### 2. 税制の適用に係る情報

適用を受けようとする事業年度 (個人事業の場合は申告対象期間)	<法人の場合> 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで <個人事業主の場合> 令和6年1月1日から令和6年12月31日まで
適用予定区分	特別償却 / 税額控除

### 3. 税制の適用を受けようとする船舶の情報

(届出者記載項目)

船舶名(船舶番号)	第一海事丸(14XXXX)
船価	1,234,567千円
総トン数	999トン
竣工年月	令和XX年XX月XX日
建造造船所名	B造船株式会社

コメントの追加 [ 1]: 届出書の提出は、税の適用を受ける事業年度の確定申告書提出締め切り1ヶ月前を目安に提出願います。本届出書を受理（郵送の場合は郵送物の到着日）した後、概ね1ヶ月で受理通知書を発送させていただくためです。

コメントの追加 [ 2]: 中小企業投資促進税制は、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除のどちらかを選択可能ですので適用を予定されている区分を丸囲い願います。

コメントの追加 [ 3]: 中小企業投資促進税制の対象となる船舶は、内航海運業法第二条第二項第一号及び第二号に規定する、以下の事業に供する船舶となっておりますので、その点留意願います。

- ①内航運送をする事業  
②内航運送の用に供される船舶の貸渡をする事業

コメントの追加 [ 4]: 本届出は、総トン数500トン以上の船舶が対象となっております。

## (造船事業者記載項目)

装置、機器及び構造	有無	装置等
1 主機関又は推進装置		
窒素酸化物放出量削減型主機関（原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。）が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）第11条の7の表第2号中欄イからハマまでに掲げる原動機であつて、1キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に80分の78を乗じて算出された値以下となるものに限る。）	○	
電子制御型ディーゼル主機関		
電気推進装置		
2 発電用機関		
燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関	○	
A重油専用発電機関		
ターボ・ジェネレーター		
3 推進関係機器、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型		
推進効率改良型舵（a.整流板付舵、b.フラップ付舵又はc.シリング舵に限る。）	○	a
船尾装着フィン		
燃料改質器		
空気潤滑システム		
バトックフロー船型		
エラ船型		
船尾バルブ		
4 船首方位制御装置		
5 サイドスラスター	○	
6 推進効率改良型プロペラ（a.プロペラ・ボス取付翼、b.ハイスキュー・プロペラ、c.可変ピッチ・プロペラ、d.二重反転プロペラ、e.ポッドプロペラ、f.プロペラ前部放射状型取付翼、g.二軸型ポッドプロペラ又はh.二軸型可変ピッチプロペラに限る。）		
7 LED照明器具（船内居住空間に設置する全ての照明器具をLED照明器具とする場合の当該LED照明器具に限る。）	○	
8 a.バルバスバウ又はb.バルブレス船首船型	○	a
9 熱効率改良装置（a.排気ガスエコノマイザー、b.軸発電機装置又はc.冷却清水熱利用装置に限る。）		
10 ボイラーを有する船舶にあつては、a.A重油専用ボイラー又はb.自動制御型ボイラー	○	b
11 船舶検査証書（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の船舶検査証書をいう。）において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあつては、加水分解型の摩擦抵抗低減塗料が船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則（昭和43年運輸省令第33号）第65条の2第1項（同令第66条において読み替	○	

	えて準用する場合を含む。)の規定に基づく海水満載喫水線より下方の部分(同法第3条に規定する船舶以外の船舶にあつては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの75パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分)に塗布された船体		
12	航海支援システム(気象及び海象に係る予測情報に基づく環境への負荷の低減に資する最適な航路及び速度を表示する装置を有するものに限る。)	○	

備考

- 上記の表に掲げる3、6、8、9、10の装置等については、有無に加え具体的な装置等の(アルファベット「a」等)を記載する。
- 上記の表に掲げる1～12の装置等に代わり有している装置等を下記に記載する。なお、届出者は当該装置等を有していない場合はその理由を下記に記載すること。

有していない装置等番号	代替装置等	有していない理由(※届出者記載)
1		
2		
3		
4		本船は比較的小型の船舶であり、船橋のスペースの都合上、本装置を設置しないこととした。
5		
○	○○○	
7		
8		
9		
10		
11		
12		本船が気象および海象の影響を受けにくい航路での運用(○○～○○間)を想定していることに鑑みると、運航中の気象および海象が本船の運航ルートや速度に与える影響は軽微であり、本装置の設置による環境への負荷の低減の効果が小さいため、本装置を設置しないこととした。

コメントの追加 [ 5]: 備考第2項の記載により、1～12の装置等を有していない場合は、届出者(内航海運事業者)はその理由を記載願います。

コメントの追加 [ 6]: 代替装置等を有している場合は、該当番号に○を記載願います。

コメントの追加 [ 7]: 備考第2項の記載により、1～12の装置等に代わり搭載している環境負荷低減に資する装置等がある場合は記載願います。

国土交通大臣

殿

本船は、上記の装置等を有していることを証明します。

証明日付

令和XX年XX月XX日

造船所名

B造船株式会社

造船所住所

東京都港区XX-XX

証明者名

運輸 二郎

コメントの追加 [ 8]: 税制の適用を受けようとする船舶を建造した造船所名を記載願います。

コメントの追加 [ 9]: 上記設備の搭載状況を確認した、造船所担当者名を記載願います。